

資料-3

別紙-1

R2.7.8時点

現状の水害リスク情報や取組状況の共有

1.情報伝達、避難計画に関する事項

項目	東北地整	仙台管区気象台	宮城県	仙台市	白石市	名取市	角田市	岩沼市	蔵王町	七ヶ宿町	大河原町	村田町	柴田町	川崎町	丸森町	亘理町	山元町	現状と課題
避難勧告等の発令基準	<ul style="list-style-type: none"> ・予め指定した河川について洪水の恐れがある場合、国土交通省と気象庁が共同で洪水予報を発表し、水位等の情報を関係都道府県知事に周知し、必要に応じて報道機関等の協力を求め、一般への周知を行う。 ・避難判断水位に到達し、さらに上昇する見込みの場合や氾濫の恐れがある場合等には、国土交通省事務所長より関係自治体首長に対しホットラインを通じて情報伝達を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川管理者と気象台が共同で指定河川洪水予報を発表し、各防災機関に伝達するとともに報道機関等を通じて住民に周知している。 ・気象警報・注意報を発表し、現象ごとに警戒期間、注意期間、ピーク時間帯、予想最大値等を周知している。また、洪水警報等を補足する情報として、危険度分布や流域雨量指数の予測値を提供している。 ・極めて重大な災害の発生が予想される場合に、気象防災部長等から自治体首長等に対しホットラインを通じて気象情報の解説を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予め指定した河川について洪水の恐れがある場合、国土交通省と気象庁が共同で洪水予報を発表し、水位等の情報を関係都道府県知事に周知し、必要に応じて報道機関等の協力を求め、一般への周知を行う。 ・避難判断水位に到達し、さらに上昇する見込みの場合や氾濫の恐れがある場合等には、土木部長若しくは土木事務所長より関係自治体首長に対しホットラインを通じて情報伝達を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。 令和元年東日本台風の対応を踏まえ、早期に避難勧告を発令できる基準を定めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。 	<p>大規模氾濫時には、家ごと流される恐れがある地区に対し、水平避難を指示しなければならない。水平避難するべき区域や避難勧告等の内容を明確にする必要がある。</p> <p>上流で降った雨が何時間後に到達するかなど、避難勧告等を発令する際に参考となる幅広い情報が必要である。</p> <p>既存のタイムライン資料について、より具体的に避難勧告等の発令の時期や対象地区を記載するなど、実行力のあるタイムラインに向けて改善する必要がある。</p> <p>洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない河川での氾濫への対応ができない。</p>
避難場所・避難経路	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所や避難経路を示す自治体のハザードマップ作成を支援するため、想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図を作成・公表する。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所や避難経路を示す自治体のハザードマップ作成を支援するため、想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図を作成・公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・せんだい水害・土砂災害ハザードマップ及び仙台防災タウンページにより周知。 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水ハザードマップ、防災マップ、広報誌、ホームページにより周知。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区防災マニュアル、ホームページにより周知。 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水ハザードマップ(全戸配布、ホームページ掲載)により周知。 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水ハザードマップ(全戸配布)、みんなの防災手帳別冊、広報誌、ホームページ等により周知。 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水ハザードマップ、防災ガイド、ホームページにより周知。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災マップ、ホームページにより周知。 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水ハザードマップ、防災マップ、広報誌、ホームページにより周知。 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水ハザードマップ、防災マップ、広報誌、ホームページにより周知。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災マップ、ホームページにより周知。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災マップ、ホームページにより周知。 	<ul style="list-style-type: none"> ・丸森町防災マップにより周知。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全戸に防災マップ(ハザードマップ)を配布し、周知。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災ガイドブック、ホームページにより周知。 	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間に避難勧告等を発令するにあたり、避難住民の安全確保が必要となる。 ・「安全な場所にいる人まで避難する必要はない」「在宅避難」について、各戸配付文書等を用いて広報を行っている。
住民等への情報伝達の体制や方法	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水予報の発表・川の防災情報等のHP 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象警報、注意報、指定河川洪水予報の発表及び危険度分布、流域雨量指数の予測値の提供 ・気象庁及び各気象台ホームページ ・国土交通省防災情報提供センターの携帯電話サイト ・防災情報提供システム(防災担当者向け) ・テレビ、ラジオ、新聞 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水予報の発表 ・宮城県河川流域情報システム(MIRA) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ、テレビ ・自主防災組織 ・ヘリコプター、消防車両等 ・社の都防災WEB ・社の都防災メール ・SNS(ツイッター) ・緊急速報メール ・FAX送信 ・避難情報ウェブサイト ・仙台市ホームページ 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線 ・エリアメール ・登録制メール ・巡回 ・SNS ・Lアラート ・ラジオ・テレビ ・ホームページ 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線 ・コミュニティFM ・エリアメール ・緊急速報メール ・テレビの字幕放送(テロップ) ・市、消防の広報車 ・ホームページ、ツイッター ・登録制メール ・防災ラジオ 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線 ・緊急速報メール ・Lアラート ・ラジオ・テレビ ・SNS ・登録制メール ・市ホームページ ・広報車 ・情報配信メール ・電話への登録促進 ・スマートフォンや携帯電話を持たない方への固定電話への情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線 ・コミュニティFM ・防災ラジオ ・緊急エリアメール ・防災アプリ(プッシュ機能付) ・電話・FAX ・広報車 ・ホームページ ・Lアラート ・ラジオ・テレビ 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線 ・エリアメール ・登録制メール ・電話・FAX ・広報車 ・巡回 ・SNS ・ホームページ ・Lアラート ・ラジオ・テレビ 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線 ・エリアメール ・登録制メール ・電話・FAX ・広報車 ・巡回 ・SNS ・ホームページ ・Lアラート ・ラジオ・テレビ 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線 ・エリアメール ・登録制メール ・電話・FAX ・広報車 ・巡回 ・SNS ・ホームページ ・Lアラート ・ラジオ・テレビ 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線 ・エリアメール ・登録制メール ・電話・FAX ・広報車 ・巡回 ・SNS ・ホームページ ・Lアラート ・ラジオ・テレビ 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線 ・エリアメール ・登録制メール ・電話・FAX ・広報車 ・巡回 ・SNS ・ホームページ ・Lアラート ・ラジオ・テレビ 	<ul style="list-style-type: none"> ・丸森町エリアメール ・丸森町安全安心メール ・防災情報提供システム ・インターネット ・拡声器付広報車 ・広報依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線 ・メール ・広報車 ・口頭又は拡声器 ・電話、特使 ・サイレン等 ・放送による伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線 ・広報車 ・テレビ・ラジオ・新聞等報道機関 ・携帯メールや緊急速報メール ・ホームページ ・メール配信サービス 	<p>避難勧告等が発令されても避難しない住民がいる。情報の入手のしやすさや切迫感の伝わりやすさを向上すると共に、情報を受け取る側の意識向上を図る必要がある。</p> <p>住民目線での洪水リスク情報の提供が必要。対象とする河川や範囲を明確にして情報提供を行う必要がある。</p> <p>住民等への確実な情報伝達のための整備が必要。高齢者や目が不自由な方へ配慮した情報伝達方法が必要である。</p>	
避難誘導体制	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・消防部、警察、自主防災組織等と協力し避難誘導体制を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員、消防団員、自主防災組織等が連携して、避難誘導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員、警察官、消防職員、消防団、自主防災組織等と協力し避難誘導体制を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民、自主防災組織等のコミュニティを活かした避難活動を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員、消防団員、自主防災組織等が連携して、避難誘導体制を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員、消防団員、民政委員、自主防災組織等が連携して、避難誘導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員、消防団員、民政委員等が連携して、避難誘導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員、消防団員が連携して、避難誘導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員、消防団員、自主防災組織等が連携して、避難誘導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民、自主防災組織等のコミュニティを活かした避難活動を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員、消防団員等が連携して、避難誘導を行う。 ・必要に応じて所轄警察署に避難場所等を連絡し、危険区域の警戒及び避難誘導の応援を要請する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導は消防団員が行い、行政区長が協力する。 ・危険区域及び避難場所に警察官、町職員等を配置し、適切な誘導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域の消防団、自主防災組織と連携し地域住民の誘導を行う。 ・危険区域及び避難場所に警察官及び町職員、消防署員を配置し、適切な誘導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区ごとの避難誘導は、当該地区の消防団員が行う。 ・危険区域及び避難場所に町職員等を配置する。 	<p>洪水箇所、危険箇所を再確認し、避難所や避難経路の見直しを行う必要がある。また、道路の冠水等を踏まえた避難誘導訓練や避難所の開設方法の確認が必要である。</p>

2.水防に関する事項

項目	東北地整	仙台管区気象台	宮城県	仙台市	白石市	名取市	角田市	岩沼市	蔵王町	七ヶ宿町	大河原町	村田町	柴田町	川崎町	丸森町	亘理町	山元町	現状と課題			
水防団への河川水位等に関する情報提供	・基準観測所の水位により、水防警報(準備・出動・解除)を発令。	-	・宮城県河川流域情報システム(MIRAI)により、雨量、河川水位等を一般公開している。 ・基準観測所の水位により、国からの水防警報を関係市町に発令伝達している。	・消防署・消防団の連携により、必要な情報を適宜情報提供する。	・消防署・消防団の連携により、必要な情報を適宜情報提供する。	・消防署・消防団の連携により、必要な情報を適宜情報提供する。	・消防署・消防団の連携により、必要な情報を適宜情報提供する。	・消防署・消防団の連携により、必要な情報を適宜情報提供する。	・消防署・消防団の連携により、必要な情報を適宜情報提供する。	なし	・消防署・消防団の連携により、必要な情報を適宜情報提供する。	・消防署・消防団の連携により、必要な情報を適宜情報提供する。	・消防署・消防団の連携により、必要な情報を適宜情報提供する。	なし	・消防署・消防団の連携により、必要な情報を適宜情報提供する。	・消防署・消防団の連携により、必要な情報を適宜情報提供する。	・消防署・消防団の連携により、必要な情報を適宜情報提供する。	・消防署・消防団の連携により、必要な情報を適宜情報提供する。	洪水時には現場の状況を正確に把握することが重要。災害対応時の「目」となる水位計や量水標等の整備、維持管理が重要である。	10	
																			県管理河川(洪水予報河川、水位周知河川を除く)における水位等の把握が課題。	13	
河川の巡視区間	【平時】 ・本格的な出水期前に、自治体や水防団等と合同で重要水防箇所(洪水時に堤防等の監視、巡視、水防活動等を特に注意して行う必要がある箇所)の合同巡視を実施。 【出水時】 ・複数班に分かれて、緊急巡視を実施。	-	・県管理区間において、河川の管理区分の目安として区間を分け、区間ごとに河川巡視を実施している。 ・重要水防箇所などを参考に重要巡視区間を年度毎に指定し現行の河川管理区分によらず区分に準じた頻度で実施することとしている。	・融雪、梅雨、台風期等の前に定期巡視を行う。 ・水害等の恐れが高まった時は、広報活動を行うとともに、警戒・防御にあたる。	・消防団が担当している市内各地区の河川を巡視する。	・水防団が担当している市内各地区の河川を巡視する。	・水防団が担当している市内各地区の河川を巡視する。	・水防団が担当している市内各地区の河川を巡視する。	・水防団が担当している市内各地区の河川を巡視する。	・水防団が担当している町内各地区の河川を巡視する。	なし	・消防署・消防団の連携により、必要な情報を適宜情報提供する。	・消防署・消防団の連携により、必要な情報を適宜情報提供する。	・水防団が担当している町内各地区の河川を巡視する。	なし	・水防団が担当している町内各地区の河川を巡視する。	・水防団が担当している町内各地区の河川を巡視する。	・水防団が担当している町内各地区の河川を巡視する。	・水防団が担当している町内各地区の河川を巡視する。	河川巡視で得られた「河川水位状況」や「堤防変状」等の情報共有を進める必要がある。	11
																				危険箇所の巡視や夜間巡視時の安全確保。車では巡視できない箇所等の対応を予め決めておく必要がある。	15
水防資機材の整備状況	・事務所、出張所、緊急資材倉庫に水防資機材を備蓄。 ・緊急資材倉庫の備蓄状況については、重要水防箇所調書に記載。	-	・水防倉庫等に配備されている資材機材を6月に確認し、使用材等について適宜補充している。	・詳細は、地域防災計画に記載。	・2箇所の水防倉庫に、土のう袋等の資機材を整備。	・各地区6箇所の水防倉庫に土のう袋等の資機材を整備。	・詳細は、地域防災計画に記載。 ・市内各地域に土のう配備	・詳細は、地域防災計画に記載。	・6箇所の水防倉庫に、土のう袋等の資機材を整備。	なし	・1箇所の水防倉庫に、土のう袋等の資機材を整備。	・3箇所の水防倉庫に、土のう袋等の資機材を整備。	・倉庫位置 下名生倉庫、白幡倉庫、中名生倉庫 ・主な資材 土のう、丸太杭、コンパネ、トラロープ、スコップ、ハンマー、一輪車、金杭、鉄線、塩ビ管等	・28箇所の消防団ポンプ車庫等に、土のう袋等の資機材を整備。	・倉庫位置 丸森町字除北20番地 ・主な資材 土のう袋、かます、二子縄、トラロープ、むしろ、ビニールシート、木杭、鉄杭、丸太等	・倉庫位置 小山、上の町、今泉、牛袋、本庁舎 ・主な資材 土のう、ブルーシート、スコップ、カケヤ、つるはし等	・水防倉庫に、土のう袋等の資機材を整備。	・水防団等と河川管理者が連携した水防活動を行うため、資機材の保有状況を共有し、不足状況を確認しておく必要がある。	大規模水害時における巡視員の確保が必要。また、水防資機材が不足した場合や重機等の建設機械等を緊急的に準備・運搬する手段の確立が課題。	12	
																			大規模水害時における巡視員の確保が必要。また、水防資機材が不足した場合や重機等の建設機械等を緊急的に準備・運搬する手段の確立が課題。	14	
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	-	-	-	・浸水想定区域内の施設に関しては、風水害応急対応マニュアルや、防災実施計画を定めている。	・浸水想定範囲外のため、対応を検討していない。	・市庁舎における災害対策本部の設置。	・市庁舎が被災し、市庁舎に災害対策本部を設置できない場合の代替の設置場所の確保に努める。	・市庁舎における災害対策本部の設置。	・浸水想定範囲外のため、対応を検討していない。	・浸水想定がないため、対応を検討していない。	役場の非常用発電機は計画規模の浸水想定より高い位置に設置	・浸水想定範囲外のため、対応を検討していない。	・町は、庁舎の耐震化及び大規模地震災害時の災害対策本部機能の代替性の確保に努める。	・浸水想定がないため、対応を検討していない。	・災害警戒本部の設置。	・災害警戒本部の設置。	・浸水想定範囲外のため、対応を検討していない。	住民目線での洪水リスク情報の提供が必要。対象とする河川や範囲を明確にして情報提供を行う必要がある。	5		

3.氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	東北地整	仙台管区気象台	宮城県	仙台市	白石市	名取市	角田市	岩沼市	蔵王町	七ヶ宿町	大河原町	村田町	柴田町	川崎町	丸森町	亘理町	山元町	現状と課題		
排水施設、排水機材の操作・運用	・出水時の樋門等の操作は、操作規則を定めて開閉等を実施している。 ・排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生に対応した出動体制を確保。	-	-	・仙台河川国道事務所に対し排水ポンプ車の出動を要請することについて了解を得ている。 ・緊急指定業者の選定にあたり、排水ポンプを有している業者と契約を行い、排水作業が必要となった場合に対応することとしている。	・排水施設あり ・内水位が上がった段階で、水防団を配置する。	・雨水ポンプ施設2箇所あり、緊急時に自動で作動。緊急時には管理委託業者が待機し、必要に応じメンテナンスを行う。	・排水機場(江尻排水機場等)、排水ポンプあり。 ・各排水施設の管理者が行う。 ・内水排水能力機能強化について国・県への要望活動	・排水機場有り。 ・河川管理者は、堤防等が破壊され、河川、内排水路の洪水、溢水等による浸水被害が発生したときは、状況により、消防団等の協力を得ながら応急排水を実施する。	・排水施設あり ・各排水施設の管理者が行う。	なし	・排水施設なし。 ・排水ポンプは、職員や消防団員が操作する。	・排水施設あり ・内水の状況に応じて操作	・常設雨水排水ポンプ、仮設雨水排水ポンプあり。 ・排水ポンプ車1台購入運用	・排水施設無し ・内水排水の必要がある場合は、消防団を配置し排水する。	・排水機場1箇所、排水ポンプ車1台、移動式ポンプ1台、排水機場のメンテナンス等は委託している。大雨等による河川の水位により自動運転となっているが、異常停止に備えて運転時は職員が常駐している。	・排水樋門、雨水ポンプ場あり。 ・水防上重大な関係有する水こう門、樋門等の管理者は、気象状況の通知を受けた後は、直ちに出水状況を常時観測し操作基準により門扉の開閉を行う。	・排水施設あり ・内水の状況により操作を行う。 ・排水機場の運転管理は委託している。 ・排水ポンプを有している業者と契約が必要となった場合に対応することとしている。	・排水施設あり ・内水の状況により操作を行う。 ・排水機場の運転管理は委託している。 ・排水ポンプを有している業者と契約が必要となった場合に対応することとしている。	日頃から氾濫危険箇所を確認し、あらかじめ氾濫水の排水方法やポンプ車の乗り入れ、施設配置、必要となる機材等を想定しておく必要がある。	16
																			ポンプ車の広域的な運用にあたって、ポンプ車配置の優先順などの確認を行う必要がある。	17
																			排水機場等の施設点検、整備を行うと共に、計画的に老朽化対策を行う必要がある。	18
																			排水ポンプ等の定期的な点検、検査のほか、老朽化対策を実施していく必要がある。	19

緑文字：前回のからの変更点

○概ね5～10年で実施する取組の進捗状況

1)ハード対策の主な取組

Table with columns for specific measures (具体的取組), corresponding issues (課題の対応), target periods (目標時期), and implementation status across various municipalities (東北地整, 仙台管区, etc.).

■危機管理型ハード対策

Table detailing crisis management type hardware measures, including specific measures, corresponding issues, target periods, and implementation status.

2)ソフト対策の主な取組 ①住民の主体的で安全な避難行動を促す日頃からのリスクコミュニケーションの推進

Large table detailing soft measures for disaster response, including risk communication, evacuation planning, and training, with columns for specific measures, issues, target periods, and implementation status.

2)ソフト対策の主な取組 ②発災時に人命と財産を守る水防活動の強化

Table detailing water defense activities, including efficiency improvements and strengthening of systems, with columns for specific measures, issues, target periods, and implementation status.

2)ソフト対策の主な取組 ③一刻も早く日常生活を取り戻すための排水活動の強化等

Table detailing drainage activities and other measures to restore daily life, including training and facility utilization, with columns for specific measures, issues, target periods, and implementation status.

●実施済、○実施中【】内は目標年度、△今後実施、検討予定、-実施しない、(): 具体的取組に関する支援
赤字文字: 今回の修正で追加した取組項目 緑文字: 前回のからの変更点